

発議案第 4 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた国会審議の推進を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 9 月 27 日

提出者	盛岡市議会議員	伊 達 康 子
〃	〃	加 藤 麻 衣
賛成者	盛岡市議会議員	鈴 木 一 夫
〃	〃	神 部 伸 也
〃	〃	池 野 直 友
〃	〃	鈴 木 俊 祐

盛岡市議会議長 竹 田 浩 久 様

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた国会審議の推進を求め る意見書

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、平成8年2月に国の法制審議会が答申を出してから四半世紀が経過しました。近年、結婚前の姓で社会的信用や実績などを築く期間が長くなっていることから、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例が増加しています。

平成30年3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が、夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨を答弁し、また本年4月の同委員会において、法務大臣が、仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも、戸籍の機能や重要性は変わらない旨を答弁しています。

さらに、本年6月23日に示された最高裁判所決定では、平成27年12月の判決同様に、夫婦の氏についての制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示しています。

そこで、国の基本である戸籍制度を堅持しつつ、選択的夫婦別姓制度に関し、その意義や必要性並びに家族生活及び社会生活への影響について、この制度を必要とする国民の意見・権利を尊重した上で、議論を進めていく必要があります。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかにされています。特に30歳から39歳までの年齢層では、賛成・容認の割合は84.4%にのびります。

よって、国においては近年における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた国会審議を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年9月27日

盛岡市議会